

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月14日

【中間会計期間】 第5期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】 インフロニア・ホールディングス株式会社

【英訳名】 INFRONEER Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 岐部 一誠

【本店の所在の場所】 東京都千代田区富士見二丁目10番2号

【電話番号】 03-6380-8253 (代表)

【事務連絡者氏名】 財務戦略部長 出口 一剛

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区富士見二丁目10番2号

【電話番号】 03-6380-8253 (代表)

【事務連絡者氏名】 グループマネジメント部長 堀井 洋一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間		第4期	第5期	第4期
		中間連結会計期間 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	中間連結会計期間 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高	(百万円)	380,739	424,506	847,548
税引前中間(当期)利益	(百万円)	12,898	34,999	49,756
親会社の所有者に帰属する 中間(当期)利益	(百万円)	8,105	24,558	32,416
親会社の所有者に帰属する 中間(当期)包括利益	(百万円)	794	34,809	31,234
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	493,965	547,154	519,139
総資産額	(百万円)	1,363,593	1,825,363	1,450,738
基本的1株当たり 中間(当期)利益	(円)	31.09	93.39	124.15
希薄化後1株当たり 中間(当期)利益	(円)	28.43	81.90	111.14
親会社所有者帰属持分比率	(%)	36.2	30.0	35.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	40,207	66,818	39,604
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	29,980	32,213	27,500
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,672	22,958	4,882
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(百万円)	117,030	176,970	119,502

(注) 1. 当社は要約中間連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 上記指標は、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)により作成した要約中間連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいています。

3. 社債型種類株式の配当金は、1株当たりの利益の算定において控除しています。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりです。

### （建築事業）

当中間連結会計期間より(株)アコシステムは、同じく連結子会社である(株)アコスを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しています。

### （インフラ運営事業）

当中間連結会計期間より、新たに出資した匿名組合岐阜県多治見大藪蓄電所、匿名組合岐阜県各務原発電所、匿名組合千葉県八街蓄電所及び匿名組合滋賀県東近江蓄電所、新たに株式を取得した大間奥戸風力発電(株)を連結の範囲に含めています。また、新たに出資した匿名組合愛知国際アリーナを持分法適用の範囲に含めています。連結子会社であった(株)愛知国際アリーナは、当社グループが保有する同社株式の一部売却により連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めています。

### （その他）

当中間連結会計期間より、新たに設立したインフロニアストラテジーアンドイノベーション(株)を連結の範囲に含めています。

上記の異動に加えて、当中間連結会計期間において、当社は、公開買付けの方法により三井住友建設(株)の株式を取得し、2025年9月26日付で連結子会社化しています。これに伴い、新たに三井住友建設(株)及び同社の子会社21社を連結の範囲に含めています。

名称	主要な事業の内容
三井住友建設(株)	建築事業・土木事業
(株)SMCR	建築事業
SMCプレコンクリート(株)	建築事業・土木事業
SMC商事(株)	建築事業・土木事業・その他
SMCテック(株)	建築事業・土木事業
SMCCタイランド	建築事業
SMCCコンストラクションインド	建築事業
SMCCフィリピンズ	建築事業・土木事業
SMCCウタマインドネシア	建築事業
SMCCオーバーシーズシンガポール	建築事業
SMCCマレーシア	建築事業・土木事業
三井住友建設鉄構エンジニアリング(株)	土木事業
ドーピー建設工業(株)	土木事業
SMCシビルテクノス(株)	土木事業
(株)西和工務店	土木事業
Antara Koh Private Limited	土木事業
Antara Koh (Myanmar) Ltd	土木事業
AKM Sdn Bhd	土木事業
Antara Koh (Malaysia) Sdn Bhd	土木事業
三井住建道路(株)	舗装事業
三道工業(株)	舗装事業
台湾三住建股份有限公司	その他

これらの結果、2025年9月30日現在、当社グループは、当社、前田建設工業(株)、前田道路(株)、(株)前田製作

所、日本風力開発(株)及び三井住友建設(株)をはじめとする子会社141社並びに関連会社(共同支配企業を含む)39社で構成されています。

なお、当中間連結会計期間において、報告セグメント間で会社の異動が発生しています。「第4 経理の状況 1 要約中間連結財務諸表 要約中間連結財務諸表注記 5.セグメント情報 (1)報告セグメントの概要」をご参照下さい。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

一方、三井住友建設(株)のグループ入りに伴い内部環境が変化していることから、こうした変化にも十分注意を払いながらリスク管理に努めます。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものです。

#### (1) 経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、緩やかに回復してきました。一方で、アメリカを始めとする各国の通商政策や物価上昇、金融資本市場の変動等による影響を注視すべき状況が続いています。

建設業界においては、住宅建設は一部に弱さが見られるものの、設備投資は堅調な企業収益や省力化投資への対応等を背景に持ち直しの動きが続いているほか、公共投資はインフラ老朽化対策や国土強靱化の推進等の関連予算の執行により堅調に推移しています。

このような状況の中、当社は、「どこまでも、インフラサービスの自由が広がる世界。」の実現に向けて、目指す姿を、インフラに関わる事業の企画提案、施工、運営・維持管理、再投資等のインフラのライフサイクル全体をマネジメントする「総合インフラサービス企業」と定め、グループ全体が外的要因に左右されずに持続的な成長を実現するビジネスモデルの確立に取り組んできました。請負事業の強化と脱請負事業の拡大により、成長サイクルの好循環を目指してまいります。

また、当社は、三井住友建設(株)に対し株式公開買付けを実施し、2025年9月に同社を連結子会社化しました。当社グループ及び三井住友建設(株)は、両社グループ間のシナジーを最大限発揮することにより、「総合インフラサービス企業」としての地位確立を志向した、事業領域の拡大及び競争力の最大化を図ってまいります。

当中間連結会計期間の経営成績は、売上高は前年同期比437億円(11.5%)増の4,245億円、事業利益は前年同期比97億円(66.3%)増の243億円となり、税引前中間利益は前年同期比221億円(171.3%)増の349億円となりました。また、親会社の所有者に帰属する中間利益については、前年同期比164億円(203.0%)増の245億円となりました。

事業利益は、売上高から売上原価並びに販売費及び一般管理費を控除し、持分法による投資損益を加えた、当社の経常的な事業の業績を測る利益指標です。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

#### (建築事業)

建築事業においては、売上高は前年同期比274億円(17.6%)増の1,839億円、セグメント利益は前年同期比75億円(1,571.1%)増の80億円となりました。

#### (土木事業)

土木事業においては、売上高は前年同期比119億円(17.8%)増の789億円、セグメント利益は前年同期比13億円(19.6%)増の81億円となりました。

#### (舗装事業)

舗装事業においては、売上高は前年同期比22億円(1.8%)増の1,252億円、セグメント利益は前年同期比4億円(5.8%)増の81億円となりました。

#### (機械事業)

機械事業においては、売上高は前年同期比25億円(12.5%)減の174億円、セグメント利益は前年同期比2億円(21.4%)減の8億円となりました。

#### (インフラ運営事業)

インフラ運営事業においては、売上高は前年同期比46億円(35.9%)増の177億円、セグメント損失は15億円(前年同期はセグメント損失19億円)となりました。

#### (その他)

その他の事業においては、売上高は前年同期比0億円(3.6%)減の11億円、セグメント利益は前年同期比0億円(14.0%)増の4億円となりました。

## (2) 財政状態の状況

当中間連結会計期間の資産は、三井住友建設(株)の連結子会社化に伴い、のれんなどを計上したことに加え、現金及び現金同等物や契約資産などの諸資産を受け入れたことにより前連結会計年度末に比べ3,746億円(25.8%)増加し、1兆8,253億円となりました。負債は、三井住友建設(株)の連結子会社化に伴う諸負債の受け入れに加え、同社の株式取得資金としての借入金の増加などにより前連結会計年度末に比べ3,396億円(37.4%)増加し、1兆2,475億円となりました。また資本は、前連結会計年度末に比べ349億円(6.4%)増加し、5,777億円となりました。

以上の結果、親会社の所有者に帰属する持分は5,471億円となり、親会社所有者帰属持分比率は前連結会計年度の35.8%から30.0%となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、営業債権及びその他の債権の減少が846億円あったことなどにより668億円(前年同期は402億円)となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産及び無形資産の取得による支出が205億円あったことなどにより322億円(前年同期は299億円)となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、株式公開買付けによる三井住友建設(株)の連結子会社化に伴う、短期借入による収入などにより229億円(前年同期は66億円)となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間の残高は、前連結会計年度末の1,195億円から574億円増加し、1,769億円となりました。

## (4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

## (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

## (6) 研究開発活動

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は2,582百万円であり、セグメントごとの研究開発活動の状況及び金額は以下のとおりです。なお、当中間連結会計期間において当社グループの研究開発活動に重要な変更はありません。

### (建築事業・土木事業及びインフラ運営事業)

子会社である前田建設工業(株)においては、「総合インフラサービス企業」への変革を目指し、社会課題解決と生産性・品質向上を両立させる技術開発を推進しています。当中間期は、山岳トンネル工事での「全自動鋼製支保工建込みロボット」や「コンクリート吹付け自動化システム(ヘラクレス-Auto)」、パネル貼り付け作業を機械化する「パネルライニング台車」を開発し、安全性と効率性を大幅に向上させました。また、発破パターン作成支援システムの導入により、施工精度やコスト削減を実現しました。さらに、盛土品質管理システム「AtlasX」や有機フッ素化合物PFASの処理を可能とする環境配慮型技術「De-POP's ION<sup>®</sup>」など、環境負荷低減技術の展開も強化しています。これらの取り組みを通じて、技能労働者不足への対応や生産性向上、持続可能な社会インフラの構築に貢献しています。

当中間連結会計期間における研究開発費は1,472百万円となっています。

### (舗装事業)

子会社である前田道路(株)においては、「新たな収益基盤と未来への投資を確立すること」を研究開発部門の使命と位置づけ、重点分野(気候変動・自然災害、脱炭素、持続可能性、少子高齢化)において、他社との差別化を図る技術開発を推進し、競争力の強化に取り組んでいます。

まず、気候変動・自然災害への対策としては、高耐久路盤材である中央混合方式CAE混合物を活用し、国土強靱化に貢献できる技術の開発を進めています。

脱炭素に関しては、2050年のカーボンニュートラル達成を見据え、自社アスファルトプラントから発生する排ガス中のCO<sub>2</sub>を舗装材料に固定化する技術開発を継続しており、2027年度の実用化を目指しています。

持続可能性の観点では、既存道路ストックの有効活用を視野に、再生アスファルト合材の品質向上に資する技術開発に注力しています。

また、少子高齢化への対応として、舗装施工現場及び製品製造現場における各種建設機械にデジタル技術を活

用し、生産性向上を図る技術開発を推進しています。

当中間連結会計期間における研究開発費は947百万円となっています。

(機械事業)

子会社である(株)前田製作所においては、カーボンニュートラルに向けた電動化製品の拡充のため、かにクレーン1機種、クローラクレーン1機種のバッテリー仕様機の開発に取り組んでいます。

また、少子高齢化による労働人口減少の社会的課題への取り組みとして、クローラクレーン遠隔操作技術の開発、自動運転に向けたデジタル要素技術開発等を行っています。

当中間連結会計期間における研究開発費は162百万円となっています。

(7) 従業員数

連結会社の状況

当中間連結会計期間において、三井住友建設(株)の連結子会社化により、前事業年度の有価証券報告書に記載した従業員数から5,880名増加しています。また、当中間連結会計期間において、報告セグメント間で従業員の異動が発生しています。「第4 経理の状況 1 要約中間連結財務諸表 要約中間連結財務諸表注記 5.セグメント情報 (1)報告セグメントの概要」をご参照下さい。

セグメント別の従業員数は以下のとおりです。

2025年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
建築事業	5,237	[ 732 ]
土木事業	3,843	[ 444 ]
舗装事業	3,364	[ 12 ]
機械事業	762	[ - ]
インフラ運営事業	513	[ 34 ]
その他	138	[ 1 ]
全社(共通)	99	[ 2 ]
合計	13,956	[ 1,225 ]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

2. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している従業員です。

提出会社の状況

当中間会計期間において、提出会社の従業員数に著しい増減はありません。

3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,200,000,000
第1回社債型種類株式	30,000,000
第2回社債型種類株式	30,000,000
第3回社債型種類株式	30,000,000
第4回社債型種類株式	30,000,000
第5回社債型種類株式	30,000,000
第6回社債型種類株式	30,000,000
計	1,200,000,000

(注) 各種類の株式の「発行可能株式総数」の欄には、定款に規定されている各種類の株式の発行可能種類株式総数を記載し、計の欄には定款に規定されている発行可能株式総数を記載しています。

###### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	274,845,024	274,845,024	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株
第1回 社債型種類株式	20,000,000	20,000,000		(注)1 (注)2
計	294,845,024	294,845,024	-	-

(注) 1. 単元株式数は100株です。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしています。

2. 第1回社債型種類株式の内容は以下のとおりです。

###### 優先配当金

###### (1) 優先配当金

当社は、3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株式を有する株主（以下「第1回社債型種類株主」という。）又は第1回社債型種類株式の登録株式質権者（以下、第1回社債型種類株主と併せて「第1回社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、次号に記載する配当年率（10%を上限とする。以下「配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。また、2025年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、第1回社債型種類株式1株につき、（ ）第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて得られる金額の2分の1の額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）に、（ ）第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて得られる金額に、払込期日（同日を含む。）から次項に定める期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の日数を365で除した数を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）を加えたものとする。）（以下「第1回社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に次項に記載する第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

###### (2) 配当年率



( )2030年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合  
年2.600%とする。

( )2030年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合

各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日前の日(以下「年率基準日」という。)における1年国債金利(以下に定義する。)に3.022%を加えた率とする。

当社はその本店において、2030年4月1日以降に終了する各事業年度の開始日から5営業日以内(当該事業年度の開始日を含む。)に、上記( )により決定された配当年率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

「営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、又は休日とすることが認められた日以外の日をいう。

「1年国債金利」とは、年率基準日のレートとして年率決定日(以下に定義する。)の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページ(財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」([https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest\\_rate/jgbcm.csv](https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv))(その承継ファイル及び承継ページを含む。))からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいう。)に表示される1年国債金利をいう。

ある事業年度に係る年率決定日の東京時間午前10時に、年率基準日のレートとしての1年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は年率決定日に参照国債ディーラー(当社が国債市場特別参加者(財務省が指定する国債市場特別参加者をいう。)又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者をいう。)に対し、年率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照1年国債(以下に定義する。)の売買気配の仲値の半年複利回り(以下「提示レート」という。)の提示を求めるものとする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入する。)とする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入する。)とする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の1年国債金利(但し、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該年率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利)を当該事業年度に適用される1年国債金利とする。

「年率決定日」とは、各年率基準日の翌営業日をいう。

「参照1年国債」とは、ある事業年度につき、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該事業年度の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいう。

### (3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき(以下、当該事業年度を「不足事業年度」という。)は、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積する(以下、累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」という。)。この場合の単利計算は、不足事業年度毎に、当該不足事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)から第1回社債型種類株式累積未払配当金が第1回社債型種類株主等に対して支払われる日(同日を含む。また、下記「残余財産の分配」第(1)号に記載する残余財産の分配を行う場合、分配日をいう。)までの間について、当該不足事業年度に係る不足額に対して、当該不足事業年度に対応する前号(i)又は(ii)に掲げる年率で1年を365日(当該不足事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366日)として行う日割計算により算出した金額を加算して行う(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。)。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、本項第(1)号又は次項に記載する剰余金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

### (4) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

## 優先期中配当金

当社は、9月30日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭（但し、2025年3月31日に終了する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に配当率を乗じて得られる金額に、払込期日（同日を含む。）から期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の日数を365で除した数を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。））（以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

## 残余財産の分配

### （1）残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額（以下に定義する。）の合計額を加えた額（以下「基準価額」という。）の金銭を支払う。

「経過配当金相当額」とは、分配日の属する事業年度の初日（2025年3月31日に終了する事業年度については、払込期日）（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの期間の日数に当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を乗じた金額を365（当該分配日の属する事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366とする。但し、2025年3月31日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から2025年3月31日（同日を含む。）までの期間の日数）で除して得られる額をいう（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）。但し、分配日の属する事業年度において第1回社債型種類株主等に対して第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払うときは、その額（分配日が毎年10月1日から第1回社債型種類株式優先期中配当金に関する取締役会の決議の日の前日までの日である場合は、当該配当金の予想額として当社が9月30日時点で公表済みの額）を控除した額とする。

### （2）非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。

## 優先順位

当社の第1回社債型種類株式乃至第6回社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

## 議決権

第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

## 種類株主総会の決議

- （1）種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- （2）会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- （3）当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- （4）当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。
  - (a) 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）
  - (b) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

## 取得条項（会社による金銭対価の取得）

## (1) 金銭対価の取得条項

当社は、下記(a)又は(b)のいずれかに該当する事由が生じ、かつ取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、基準価額相当額の金銭を交付する。但し、当社は、取得日又は当該取得に係る振替取得日（以下に定義する。）のいずれかが4月1日から6月30日までのいずれかの日となる取得を行うことができない。なお、本項において基準価額を算出する場合は、上記「残余財産の分配」に記載する「分配日」を「当該取得に係る振替取得日」と適宜読み替えて、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額を計算する。第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める合理的方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定する。

(a) 払込期日（同日を含む。）から5年を経過した日が到来した場合（2029年8月1日以降）

(b) 資本金性変更事由（以下に定義する。）が生じ、かつ継続している場合

「振替取得日」とは、本項に記載する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされる日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がなされる日をいう。

「資本金性変更事由」とは、信用格付業者（株）日本格付研究所又はその格付業務を承継した者をいう。以下同じ。）より、信用格付業者における第1回社債型種類株式発行後の資本金性評価基準の変更に従い、第1回社債型種類株式について、当該信用格付業者が認める当該第1回社債型種類株式の発行時点において想定された資本金性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされたか、又は当該旨の書面による通知が当社に対してなされたことをいう。

## (2) 借換制限

当社は、当社が本項に記載する金銭対価の取得又は特定の第1回社債型種類株主との合意若しくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得（以下、金銭対価の取得と併せて「金銭対価取得」という。）を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12か月間に、借換必要金額（以下に定義する。）につき、借換証券（以下に定義する。）を発行若しくは処分又は借入れ（以下「発行等」という。）することにより資金を調達していない限り、当該金銭対価取得を行わない。

なお、払込期日（同日を含む。）から5年を経過した日（2029年8月1日）以降、金銭対価取得を行う場合において、デット・エクイティ・レシオ（以下に定義する。）が1.0倍以下の場合には、借換必要金額の算出にあたり、連結自己資本金額（以下に定義する。）から3,999億円を控除した金額（かかる金額がゼロを下回る場合はゼロとし、当該金銭対価取得に係る第1回社債型種類株式の発行価格の総額相当額を上限とする。）に50パーセントを乗じた金額を金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の評価資本相当額（以下に定義する。）から控除することができる。

「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の評価資本相当額から2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換額（行使された新株予約権に係る同社債の額面金額の総額をいう。以下同じ。）を控除した金額をいい、借換証券が普通株式以外の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の評価資本相当額から2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換額を控除した金額を、当該借換証券について信用格付業者から承認を得た資本金性（パーセント表示される。）で除して算出される金額をいうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発行等を行う場合は、それぞれの算式を準用する。

「借換証券」とは、以下のa.乃至c.の証券又は債務をいう。但し、( )以下のa.乃至c.のいずれの場合においても、借換証券である旨を当社が公表している場合に限り、( )以下のa.又はb.の場合においては、当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社及び同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、( )以下のb.又はc.の場合においては、第1回社債型種類株式の払込期日における第1回社債型種類株式と同等以上の当社における資本金性を有するものと信用格付業者から承認を得たものに限る。

a. 普通株式

b. 上記a.以外のその他の種類の株式

c. 上記a.又はb.以外の当社のその他一切の証券及び債務

「デット・エクイティ・レシオ」とは、金銭対価取得を行う時点で当社より公表されている連結有利子負債（以下に定義する。）から残存する劣後特約付社債及び劣後特約付ローンの評価資本相当額の合計を控除した金額を、連結自己資本金額並びに残存する劣後特約付社債及び劣後特約付ローンの評価資本相当額の合計で除した値をいう。

「連結自己資本金額」とは、直近連結会計年度末又は四半期連結会計期間末時点における親会社の所有者に帰属する持分合計から金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の発行価格を控除した金額をいう。

「評価資本相当額」とは、第1回社債型種類株式若しくは劣後特約付社債の発行価格の総額又は劣後特約付ローンの元本金額にそれぞれ信用格付業者から承認を得た資本性（パーセント表示される。）を乗じた金額をいう。

「連結有利子負債」とは、直近連結会計年度末又は四半期連結会計期間末時点における短期社債、短期借入金、コマーシャル・ペーパー、1年内償還予定の社債、1年内償還予定の新株予約権付社債、1年内返済予定の長期借入金、社債、新株予約権付社債及び長期借入金並びに金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の発行価格の総額の合計をいう。但し、ノンリコース債務及びリース債務は含まない。

### (3) 取得の方法

当社は、本項に記載する金銭対価の取得を行う場合にあっては、取得日の1か月前の日（当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日）までに、第1回社債型種類株主に対して、取得日を通知するか、又は公告しなければならない。

### 株式の併合又は分割等

- (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。
- (2) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
- (3) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (4) 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、第1回社債型種類株主等には第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式と同種の株式（以下「株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式」という。）を、それぞれ同一の持分割合で交付する。但し、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式に係る当該株式移転の効力発生日が属する事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当については、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式1株につき、(a)株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額（但し、当社が当該株式移転の効力発生日が属する事業年度に属する日を基準日として第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払った場合における当該支払額の控除その他の必要な調整を行うものとする。）及び(b)当該株式移転の効力発生日の前日における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額を株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に応じて調整した額の合計額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）とする。

### 自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

### 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第1回社債型種類株式は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替株式とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、第1回社債型種類株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

### (2) 【新株予約権等の状況】

#### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

#### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日	-	普通株式 274,845,024 第1回 社債型種類株式 20,000,000	-	20,000	-	5,000

## (5) 【大株主の状況】

## 所有株式数別

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR	35,793	12.72
光が丘興産株式会社	東京都練馬区高松5-8-20	26,694	9.49
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	18,817	6.69
インフロニア・ホールディングス社員持株会	東京都千代田区富士見2-10-2	9,758	3.47
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿2-4-1	8,695	3.09
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3 東京ビルディング	4,849	1.72
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	3,061	1.09
前田建設工業取引先持株会	東京都千代田区富士見2-10-2	2,980	1.06
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社 みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02 101 U.S.A. (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	2,928	1.04
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	東京都中央区晴海1-8-12	2,913	1.04
計	-	116,492	41.40

(注) 1. 所有株式数には第1回社債型種類株式が含まれています。なお、第1回社債型種類株式の株主は当社の株主総会における議決権を有していません。

2. 上記のほか、当社が自己株式として13,447,093株を保有していますが、当該株式については、会社法第308条第2項の規定により議決権を有していません。

3. 2025年10月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券(株)及びその共同保有者であるみずほ信託銀行(株)、アセットマネジメントOne(株)及びみずほインターナショナル(Mizuho International plc)が2025年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数 (千株)	株券等 保有割合 (%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	3,969	1.32
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-3-3	2,643	0.88
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-2	9,926	3.30
みずほインターナショナル (Mizuho International plc)	30 Old Bailey, London, EC4M 7AU, United Kingdom	0	0.00
計	-	16,539	5.50

## 所有議決権数別

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 数に対する 所有議決権数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR	357,930	13.72
光が丘興産株式会社	東京都練馬区高松5-8-20	266,943	10.24
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	188,170	7.22
インフロニア・ホールディングス社員持株会	東京都千代田区富士見2-10-2	97,588	3.74
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿2-4-1	86,957	3.33
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3 東京ビルディング	48,360	1.85
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	30,615	1.17
前田建設工業取引先持株会	東京都千代田区富士見2-10-2	29,803	1.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社 みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02 101 U.S.A. (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	29,283	1.12
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	東京都中央区晴海1-8-12	29,136	1.12
計	-	1,164,785	44.66

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回 社債型種類株式 20,000,000	-	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりです。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 13,447,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 260,787,500	2,607,875	-
単元未満株式	普通株式 610,524	-	-
発行済株式総数	294,845,024	-	-
総株主の議決権	-	2,607,875	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」には、株式給付信託(従業員持株会処分型、J-ESOP、BBT)が保有する株式2,643,100株(議決権の数26,431個)が含まれています。

2. 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式93株及び株式給付信託(従業員持株会処分型、J-ESOP、BBT)が保有する株式88株が含まれています。

## 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) インフロニア・ホール ディングス株式会社	東京都千代田区 富士見2-10-2	13,447,000	-	13,447,000	4.56
計	-	13,447,000	-	13,447,000	4.56

(注) 自己保有株式には、株式給付信託(従業員持株会処分型、J-ESOP、BBT)が保有する株式2,643,100株は含まれていません。



## 2 【役員の状況】

( 役員の異動の状況 )

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

なお、当中間会計期間後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

### (1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	就任年月日
執行役 主要事業会社 担当(三井住 友建設)	柴田 敏雄	1962年12月 8日	1985年 4月 三井建設(株)(現、三井住友建 設(株))入社 2003年 4月 同社土木事業本部土木統括部土 木設計第二部 2012年 4月 同社土木本部土木技術部長 2018年 4月 同社執行役員 2019年 4月 同社東京土木支店長 2020年 4月 同社常務執行役員、土木本部長 2020年 6月 同社取締役 2022年 4月 同社代表取締役、専務執行役員 2024年 4月 同社代表取締役社長、執行役員 社長、現在に至る 2025年10月 当社執行役主要事業会社担当 (三井住友建設)、現在に至る	(注1)	(注2)	2025年10月 1日

(注) 1. 執行役の任期は、就任の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。

2. 普通株式、第1回社債型種類株式ともに所有していません。

### (2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性11名 女性2名 ( 役員のうち女性の比率15.4% )

( 中長期インセンティブ(業績連動給与)の算定方法 )

2025年6月23日に提出しました前事業年度の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (4) 役員の報酬等」に記載した中長期インセンティブ(業績連動給与)の算定方法等に変更はありませんが、前事業年度の有価証券報告書提出日後、2025年6月24日に開催した報酬委員会で決議予定の内容を含んでいましたので、改めて同算定方法を以下に記載いたします。

#### 中長期インセンティブの仕組み及び内容

中長期インセンティブは、『INFRONEER Medium-term Vision 2027 中期経営計画』に合わせて2027年度までの3事業年度の期間(以下、「業績評価期間」という。)の業績目標達成度や、業績評価期間の最終の事業年度に係る定時株主総会の前日までの期間(以下、「対象期間」という。)の在任月数に応じて算定される数及び額の当社普通株式(以下、「当社株式」という。)及び金銭を、当社の取締役と執行役員及び事業会社である前田建設工業(株)、前田道路(株)及び(株)前田製作所(以下、「事業会社3社」という。)の取締役と執行役員に対し、原則として業績評価期間終了後に一括して交付及び支給する業績連動型株式報酬制度(BBT)(以下、「本制度」という。)としています。本制度の対象となる役員等は予め定められた基準ポイントの一括付与を受け、原則として、業績評価期間経過後に一定の要件を充足する場合に、中長期インセンティブの算定方法に従って基準ポイント数が株式交付ポイント数に転換され、当該株式交付ポイント数に応じた当社株式及び金銭が給付されます。当社の取締役及び執行役員が事業会社3社において取締役又は執行役員を兼任する場合は、当社からポイントを付与します。なお、金銭の支給は納税資金の確保を目的としており、当該株式交付ポイント数の約50%に相当する当社株式の時価相当額となります。なお、当社株式の時価は、中期経営計画が終了する直後の定時株主総会の日の上場する主たる金融商品取引所における終値とし、当該日に終値が公表されない場合にあっては、終値の取得できる直近の日まで遡って算定するものとします。

中長期インセンティブは、当社の連結付加価値額の2025~2027年度の平均値に応じて株式交付率が0~200%の範囲で変動します。当社の連結付加価値額は、『INFRONEER Medium-term Vision 2027 中期経営計画』に掲げる業績目標とも関連する戦略上重視する指標であり、また、当社グループ従業員の報酬制度との連続性・関連性から組織全体の目線合わせが可能となる指標であることを理由にKPIとして選定しました。

なお、中長期インセンティブは法人税法上の「業績連動給与」として設計しており、その具体的な算定方法は後記に記載しています。

インセンティブの種類	法人税法上の取扱い	評価指標	選定理由	評価ウェイト
中長期インセンティブ	業績連動給与	連結付加価値額	<ul style="list-style-type: none"> <li>『INFRONEER Medium-term Vision 2027 中期経営計画』に掲げる業績目標との整合性（注）</li> <li>当社グループ従業員の報酬制度との連続性・関連性</li> </ul>	100%

#### 中長期インセンティブの算定方法

2025年度から2027年度までの連続する3事業年度を業績評価期間として対象となる役員等に付与される基準ポイント数及び株式交付ポイント数の上限は、以下のとおりです。なお、以下の基準ポイント数及び株式交付ポイント数の上限は3か年分の値であり、対象期間の途中で本制度の対象者となった場合、対象者となった時点で見込まれる対象期間における役員等の在任月数等に応じて按分した数のポイントを一括付与します。

株式交付ポイントは1ポイントあたり1株とします。ただし、当社株式について当社株式の交付前に株式分割（株式の無償割当を含む。）・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む）を調整します。

別表1、2、3及び4における報酬基準額は、基準ポイントの算定基礎となる金額です。報酬基準額（3か年分）を、本制度の対象者となった日の直前の当社株式が上場する主たる金融商品取引所における1月から3月までの平均株価で除することで、基準ポイントの算定を行います。なお、別表1、2、3及び4における1人当たりの基準ポイント数は、本制度の始期となる2025年度に本制度の対象役員等となり、かつ対象期間において見込まれる在任月数が36か月となる役員等に付与するものであり、また、本制度の対象となる役員等に適用される1人当たりの株式交付ポイント数の上限を算定するための基礎となるものです。

対象期間中に所属会社や役位変更があった場合、所定の算定方法によりポイントの加減算を行います。

#### （別表1） 役位に応じた報酬基準額、基準ポイント数と株式交付ポイント数の上限（当社分）

役位	報酬基準額 （1か年分）	報酬基準額 （2か年分）	報酬基準額 （3か年分）	1人当たりの 基準ポイント数	1人当たりの 株式交付ポイント 数の上限
社長	40,980千円	81,960千円	122,940千円	104,718	209,436
執行役1	37,255千円	74,510千円	111,765千円	95,200	190,400
執行役2	25,309千円	50,618千円	75,927千円	64,673	129,346
執行役3	19,996千円	39,992千円	59,988千円	51,097	102,194
執行役4	15,709千円	31,418千円	47,127千円	40,142	80,284
執行役5	13,860千円	27,720千円	41,580千円	35,417	70,834
執行役6	12,300千円	24,600千円	36,900千円	31,431	62,862

(別表2) 役員に応じた報酬基準額、基準ポイント数と株式交付ポイント数の上限(前田建設工業(株)分)

役員	報酬基準額 (1か年分)	報酬基準額 (2か年分)	報酬基準額 (3か年分)	1人当たりの 基準ポイント数	1人当たりの 株式交付ポイント 数の上限
社長	22,222千円	44,444千円	66,666千円	56,785	113,570
副社長	17,630千円	35,260千円	52,890千円	45,051	90,102
代表取締役 専務執行役員	16,072千円	32,144千円	48,216千円	41,069	82,138
取締役 専務執行役員	15,498千円	30,996千円	46,494千円	39,603	79,206
専務執行役員1	6,825千円	13,650千円	20,475千円	17,440	34,880
専務執行役員2	5,700千円	11,400千円	17,100千円	14,565	29,130
常務執行役員	4,525千円	9,050千円	13,575千円	11,563	23,126
執行役員1	3,850千円	7,700千円	11,550千円	9,838	19,676
執行役員2	3,350千円	6,700千円	10,050千円	8,560	17,120
執行役員3	3,025千円	6,050千円	9,075千円	7,729	15,458

(別表3) 役員に応じた報酬基準額、基準ポイント数と株式交付ポイント数の上限(前田道路(株)分)

役員	報酬基準額 (1か年分)	報酬基準額 (2か年分)	報酬基準額 (3か年分)	1人当たりの 基準ポイント数	1人当たりの 株式交付ポイント 数の上限
社長	18,983千円	37,966千円	56,949千円	48,508	97,016
代表取締役 専務執行役員	14,760千円	29,520千円	44,280千円	37,717	75,434
取締役 常務執行役員	7,225千円	14,450千円	21,675千円	18,462	36,924
専務執行役員1	6,425千円	12,850千円	19,275千円	16,418	32,836
専務執行役員2 常務執行役員	4,525千円	9,050千円	13,575千円	11,563	23,126
執行役員1	3,850千円	7,700千円	11,550千円	9,838	19,676
執行役員2	3,350千円	6,700千円	10,050千円	8,560	17,120
執行役員3	3,025千円	6,050千円	9,075千円	7,729	15,458

## (別表4) 役位に応じた報酬基準額、基準ポイント数と株式交付ポイント数の上限(株)前田製作所分)

役位	報酬基準額 (1か年分)	報酬基準額 (2か年分)	報酬基準額 (3か年分)	1人当たりの 基準ポイント数	1人当たりの 株式交付ポイント 数の上限
社長	10,787千円	21,574千円	32,361千円	27,564	55,128
会長・副社長	5,100千円	10,200千円	15,300千円	13,032	26,064
専務執行役員	4,525千円	9,050千円	13,575千円	11,563	23,126
常務執行役員	3,850千円	7,700千円	11,550千円	9,838	19,676
執行役員1	3,350千円	6,700千円	10,050千円	8,560	17,120
執行役員2	3,025千円	6,050千円	9,075千円	7,729	15,458

当社全体の株式交付ポイント数の上限は1,268,196ポイントとします。

前田建設工業(株)、前田道路(株)、(株)前田製作所の3社全体の株式交付ポイント数の上限は841,572ポイントとします。

## イ)基準ポイントを株式交付ポイントに転換するにあたっての算定式

株式交付ポイント数(1) = 基準ポイント数 × 対象期間における在任月数(2) / 36ヶ月 × 株式交付率(3)

1. 1ポイント未満は切り捨てとします。
2. 対象期間における役員等の在任月数に1ヶ月未満の日数がある場合は、1ヶ月未満の日数は1ヶ月に切り上げます。
3. 株式交付率は下記ロ)に定めるとおりとします。

## ロ)株式交付率の算定方法

上記イ)に適用される株式交付率は、別表5のとおり、当社の2025年度から2027年度までの連結付加価値額(4)の3ヶ年平均値(以下、「3ヶ年平均付加価値額」という。)に応じて定まるものとします。

4. 当社の連結事業利益、総人件費、減価償却費、研究開発費の総和にて算出される額とします。

## (別表5)

3ヶ年平均付加価値額	株式交付率
2,197億円以上	200%
2,057億円以上2,197億円未満	(3ヶ年平均付加価値額-1,917億円) ÷ 140億円 × 100
1,778億円以上2,057億円未満	(3ヶ年平均付加価値額-1,499億円) ÷ 558億円 × 100
1,778億円未満	0%

## ハ)対象期間中に対象となる役員等が退任した場合の取扱い

1. 正当な事由等による退任の場合

任期満了等の正当な事由(当社の承認を受けない競合他社への転職の場合を除く)の場合は、業績評価期間終了後にその在任月数を上記の算定式に代入して算定した株式交付ポイント数に応じた当社株式及び金銭が交付又は支給されます。なお、金銭の支給は納税資金の確保を目的としており、当該株式交付ポイント数の約50%に相当する当社株式の時価(5)相当額となります。

5. 中期経営計画が終了する直後の定時株主総会の上場する主たる金融商品取引所における終値とし、当該日に終値が公表されない場合にあっては、終値の取得できる直近の日まで遡って算定するものとします。

## 2. 死亡による退任の場合

死亡による退任の場合は、「基準ポイント数×対象期間における在任月数/36ヶ月×死亡退任時の直近事業年度の連結付加価値額に基づく株式交付率」によって算定した株式交付ポイント数に応じた当社株式の時価（6）相当額の金銭を相続人に給付します。なお、死亡退任時の直近事業年度の連結付加価値額に基づく株式交付率は上記別表5における「3ヶ年平均付加価値額」を「死亡退任時の直近事業年度の連結付加価値額」に読み替えて求めるものとします。

6. 対象となる役員等が死亡した日の上場する主たる金融商品取引所における終値とし、当該日に終値が公表されない場合にあっては、終値の取得できる直近の日まで遡って算定するものとします。

## 3. 当社の承認を受けない競合他社への転職又は懲戒処分による退任の場合、その他報酬委員会が正当と認める理由によらない退任の場合

付与済の基準ポイントの全部を没収するものとします。

## 二) 対象期間の途中で役位の変更があった場合の基準ポイントの加減算

対象期間において、役員等の所属会社または役位に変更があった場合、所属会社または役位の変更があった日（以下、「区分変更日」という。）に、以下の算式により算出されるポイント数を既に付与済みの基準ポイント数に加減算することとし、変更があった日以降における当該役員等の基準ポイント数とする。

$$\text{加減算するポイント数} = \{ (A \div C) - (B \div C) \} \times D \div E$$

A：変更後の所属会社及び役位に応じて別表1～4に定める報酬基準額

B：変更前の所属会社及び役位に応じて別表1～4に定める報酬基準額

C：区分変更日の直前の当社株式が上場する主たる金融商品取引所における1月から3月までの平均株価

D：区分変更日の属する月の翌月から中期経営計画が終了する年の6月（但し、区分変更日の前後の役位が執行役員の場合3月）までの期間の月数

E：付与済みの基準ポイント数の算定に使用した見込まれる対象期間における役員等の在任月数

但し、執行役員から取締役または執行役に役位が変更となる場合は、以下の算式により算出されるポイント数を、上記の算式により算出されるポイント数にさらに加減算する。

$$\text{加減算するポイント数} = (A \div B) \times 3 \text{ か月} \div 36 \text{ か月}$$

A：変更後の所属会社及び役位に応じて別表1～4に定める基準ポイント数

B：区分変更日の直前の当社株式が上場する主たる金融商品取引所における1月から3月までの平均株価

## 第4 【経理の状況】

### 1. 要約中間連結財務諸表の作成方法について

当社の要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」(以下、「IAS第34号」という。)に準拠して作成しています。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第5編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しています。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る要約中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けています。

## 1 【要約中間連結財務諸表】

## (1) 【要約中間連結財政状態計算書】

		(単位：百万円)	
	注記	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
<b>資産</b>			
<b>流動資産</b>			
現金及び現金同等物		119,502	176,970
営業債権及びその他の債権		150,755	198,858
契約資産		230,141	381,874
棚卸資産		12,810	17,300
その他の金融資産	13	5,622	8,716
その他の流動資産		32,338	75,009
小計		551,170	858,729
売却目的で保有する資産	7	49,689	14,536
流動資産合計		600,859	873,265
<b>非流動資産</b>			
有形固定資産		222,507	262,775
使用権資産		18,985	34,686
のれん		158,642	182,350
無形資産		234,338	232,637
投資不動産		28,898	30,571
持分法で会計処理されている投資		25,732	13,230
その他の金融資産	13	134,375	168,281
繰延税金資産		2,000	1,941
その他の非流動資産		24,396	25,621
非流動資産合計		849,878	952,097
資産合計		1,450,738	1,825,363

		(単位：百万円)	
注記	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)	
<b>負債及び資本</b>			
<b>負債</b>			
<b>流動負債</b>			
	営業債務及びその他の債務	272,222	327,534
	契約負債	49,113	105,377
8、13	社債及び借入金	60,179	158,441
	リース負債	8,982	16,191
	未払法人所得税等	16,598	9,514
13	その他の金融負債	5,175	23,467
	引当金	3,846	11,094
	その他の流動負債	28,518	42,304
	小計	444,637	693,926
	売却目的で保有する資産に 直接関連する負債	6,259	-
	流動負債合計	450,897	693,926
<b>非流動負債</b>			
8、13	社債及び借入金	335,001	400,513
	リース負債	14,520	23,994
13	その他の金融負債	1,799	1,836
	退職給付に係る負債	15,044	30,968
	引当金	37,238	37,743
	繰延税金負債	53,019	57,761
	その他の非流動負債	360	824
	非流動負債合計	456,986	553,643
	負債合計	907,883	1,247,569
<b>資本</b>			
9	資本金	20,000	20,000
9	資本剰余金	214,289	211,292
9	自己株式	27,043	21,888
	利益剰余金	278,544	297,919
	その他の資本の構成要素	33,348	39,830
	親会社の所有者に帰属する 持分合計	519,139	547,154
	非支配持分	23,715	30,638
	資本合計	542,854	577,793
	負債及び資本合計	1,450,738	1,825,363



## (2) 【要約中間連結損益計算書及び要約中間連結包括利益計算書】

## 【要約中間連結損益計算書】

		(単位：百万円)	
	注記	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	5、11	380,739	424,506
売上原価		333,769	364,815
売上総利益		46,970	59,691
販売費及び一般管理費		32,711	35,349
持分法による投資利益		389	14
事業利益	5	14,648	24,357
その他の収益		881	374
その他の費用		1,184	1,036
営業利益	5	14,346	23,695
金融収益	13	1,290	14,329
金融費用		2,738	3,025
税引前中間利益	5	12,898	34,999
法人所得税費用		4,802	10,358
中間利益		8,096	24,640
中間利益の帰属			
親会社の所有者		8,105	24,558
非支配持分		9	82
中間利益		8,096	24,640
1株当たり中間利益			
基本的1株当たり中間利益(円)	12	31.09	93.39
希薄化後1株当たり中間利益(円)	12	28.43	81.90

## 【要約中間連結包括利益計算書】

		(単位：百万円)	
注記	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
中間利益	8,096	24,640	
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
確定給付制度の再測定	322	694	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	7,016	10,424	13
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	1	25	
純損益に振り替えられることのない項目合計	7,337	9,703	
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	20	10	
キャッシュ・フロー・ヘッジ	101	1,237	
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	20	133	
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	142	1,114	
その他の包括利益合計	7,195	10,818	
中間包括利益	901	35,459	
中間包括利益の帰属			
親会社の所有者	794	34,809	
非支配持分	106	650	
中間包括利益	901	35,459	

## (3) 【要約中間連結持分変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

注記	親会社株主に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
2024年4月1日残高	20,000	111,467	28,626	255,671	-	38,365
中間利益	-	-	-	8,105	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	320	7,031
中間包括利益	-	-	-	8,105	320	7,031
新株の発行	48,750	48,133	-	-	-	-
減資	48,750	48,750	-	-	-	-
転換社債型新株予約権付社債の発行	8	2,553	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	0	-	-	-
自己株式の処分	-	200	937	-	-	-
配当金	10	-	-	8,921	-	-
株式報酬取引	-	1,547	-	-	-	-
連結範囲の変動	-	-	-	-	-	-
支配継続子会社に対する持分変動	-	46	-	0	-	-
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	-	-	0	-	-	-
利益剰余金への振替	-	-	-	264	320	56
所有者との取引額等合計	-	101,230	937	9,185	320	56
2024年9月30日残高	20,000	212,698	27,689	254,591	-	31,277

  

注記	親会社株主に帰属する持分					
	その他の資本の構成要素			合計	非支配持分	資本合計
	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	合計			
2024年4月1日残高	137	2,908	41,411	399,923	19,249	419,173
中間利益	-	-	-	8,105	9	8,096
その他の包括利益	51	91	7,311	7,311	115	7,195
中間包括利益	51	91	7,311	794	106	901
新株の発行	-	-	-	96,883	-	96,883
減資	-	-	-	-	-	-
転換社債型新株予約権付社債の発行	8	-	-	2,553	-	2,553
自己株式の取得	-	-	-	0	-	0
自己株式の処分	-	-	-	1,137	-	1,137
配当金	10	-	-	8,921	321	9,242
株式報酬取引	-	-	-	1,547	-	1,547
連結範囲の変動	-	-	-	-	17	17
支配継続子会社に対する持分変動	-	-	-	46	1,461	1,507
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	-	-	-	0	-	0
利益剰余金への振替	-	-	264	-	-	-
所有者との取引額等合計	-	-	264	93,246	1,157	94,404
2024年9月30日残高	86	3,000	34,364	493,965	20,513	514,478

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:百万円)

注記	親会社株主に帰属する持分				その他の資本の構成要素	
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
	2025年4月1日残高	20,000	214,289	27,043	278,544	-
中間利益	-	-	-	24,558	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	686	10,372
中間包括利益	-	-	-	24,558	686	10,372
新株の発行	-	-	-	-	-	-
減資	-	-	-	-	-	-
転換社債型新株予約権付社債の発行	8	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	27	-	-	-
自己株式の処分	-	210	5,182	-	-	-
配当金	10	-	-	8,950	-	-
株式報酬取引	-	3,199	-	-	-	-
連結範囲の変動	-	-	-	-	-	-
支配継続子会社に対する持分変動	-	7	-	-	-	-
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	-	-	-	-	-	-
利益剰余金への振替	-	-	-	3,768	686	4,455
所有者との取引額等合計	-	2,997	5,154	5,182	686	4,455
2025年9月30日残高	20,000	211,292	21,888	297,919	-	33,987

注記	親会社株主に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			合計		
	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	合計			
2025年4月1日残高	42	5,235	33,348	519,139	23,715	542,854
中間利益	-	-	-	24,558	82	24,640
その他の包括利益	70	635	10,250	10,250	567	10,818
中間包括利益	70	635	10,250	34,809	650	35,459
新株の発行	-	-	-	-	-	-
減資	-	-	-	-	-	-
転換社債型新株予約権付社債の発行	8	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	27	-	27
自己株式の処分	-	-	-	5,392	-	5,392
配当金	10	-	-	8,950	404	9,355
株式報酬取引	-	-	-	3,199	-	3,199
連結範囲の変動	-	-	-	-	6,687	6,687
支配継続子会社に対する持分変動	-	-	-	7	9	17
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	-	-	-	-	-	-
利益剰余金への振替	-	-	3,768	-	-	-
所有者との取引額等合計	-	-	3,768	6,793	6,272	520
2025年9月30日残高	27	5,871	39,830	547,154	30,638	577,793

## (4) 【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

注記	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間利益	12,898	34,999
減価償却費及び償却費	17,063	18,885
減損損失	1	0
金融収益及び金融費用	1,098	11,121
持分法による投資損益（は益）	389	14
有形固定資産売却損益（は益）	362	52
棚卸資産の増減額（は増加）	1,592	1,409
営業債権及びその他の債権の増減額（は増加）	58,053	84,615
契約資産の増減額（は増加）	7,224	19,550
営業債務及びその他の債務の増減額（は減少）	36,315	27,885
契約負債の増減額（は減少）	356	7,829
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	39	92
引当金の増減額（は減少）	185	975
その他	6,802	3,508
小計	50,296	81,719
配当金の受取額	2,677	2,143
利息の受取額	92	1,071
利息の支払額	2,483	2,857
法人所得税等の支払額	10,375	15,258
営業活動によるキャッシュ・フロー	40,207	66,818
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産及び無形資産の取得による支出	24,024	20,581
有形固定資産及び無形資産の売却による収入	734	78
投資不動産の取得による支出	1,225	109
公共施設等運営権の取得による支出	2,152	2,193
公共施設等運営事業の更新投資による支出	1,219	40
持分法で会計処理されている投資の取得による支出	1,644	2,477
その他の金融資産の取得による支出	159	77
その他の金融資産の売却による収入	28	9,849
子会社の取得による支出	6	16,434
その他	317	228
投資活動によるキャッシュ・フロー	29,980	32,213

(単位：百万円)

注記	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	220,117	64,270
短期借入れによる収入	-	76,849
長期借入れによる収入	33,945	39,653
長期借入金の返済による支出	8,337	6,241
ノンリコース借入れによる収入	2,700	2,759
ノンリコース借入金の返済による支出	396	998
社債の発行による収入	47,776	-
社債の償還による支出	5,000	10,000
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	59,834	-
株式の発行による収入	96,611	-
非支配持分からの払込による収入	-	16
リース負債の返済による支出	4,412	5,487
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	10	8,950
非支配株主への配当金の支払額	321	404
その他	33	33
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,672	22,958
現金及び現金同等物に係る換算差額	55	95
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,609	57,467
現金及び現金同等物の期首残高	113,421	119,502
現金及び現金同等物の中間期末残高	117,030	176,970

## 【要約中間連結財務諸表注記】

### 1. 報告企業

インフロニア・ホールディングス(株)(以下、「当社」という。)は日本の会社法に基づいて設立された株式会社であり、日本に所在する企業です。

当社及びその子会社(以下、「当社グループ」という。)は建築事業、土木事業、舗装事業、機械事業及びインフラ運営事業を主な事業とし、さらにリテール事業から不動産事業まで幅広い事業を展開しています。

当社の2025年9月30日に終了する中間連結会計期間の要約中間連結財務諸表は、2025年11月14日に取締役会によって承認されています。

### 2. 作成の基礎

#### (1) 国際会計基準(以下、「IFRS」という。)に準拠している旨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、IAS第34号に準拠して作成しています。当社の要約中間連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2第2号に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、連結財務諸表規則第312条の規定を適用しています。

なお、要約中間連結財務諸表は、年度の連結財務諸表で要求されるすべての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて使用されるべきものです。

#### (2) 測定の基礎

要約中間連結財務諸表は、公正価値で測定する金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しています。

#### (3) 機能通貨及び表示通貨

要約中間連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

### 3. 重要性がある会計方針

当社グループが本要約中間連結財務諸表において適用する会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同様です。

なお、当中間連結会計期間の法人所得税費用は、年間の見積実効税率に基づいて算定しています。

### 4. 重要な会計上の見積り及び判断

当社グループは、要約中間連結財務諸表を作成するために、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いています。見積り及び仮定は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づく経営者の最善の判断に基づいています。しかしながら実際の結果は、その性質上、見積り及び仮定と異なることがあります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されています。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しています。

本要約中間連結財務諸表に重要な影響を与える可能性のある見積り及び判断は、以下の項目を除き、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様です。

## (偶発損失引当金)

当中間連結会計期間において、三井住友建設(株)の連結子会社化に伴い、以下の通り、計上しております。

## (1) 当中間連結会計期間の要約中間連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
偶発損失引当金	2,159

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

三井住友建設(株)施工の横浜市所在マンションの杭工事不具合に対し、工事請負契約における瑕疵担保責任に基づき元請業者として負担すべき費用について合理的に算定し、必要と判断した金額を計上しています。

なお、2017年11月28日付にて、本件マンションの発注者の1社である三井不動産レジデンシャル(株)(以下、「レジデンシャル社」といいます。)が提訴した、本件マンション全棟の建替え費用等の合計約459億円(その後2018年7月11日付にて約510億円に増額、2022年9月30日付にて約510億円から約506億円に減額)を三井住友建設(株)並びに杭施工会社2社に対し求償する訴訟については、レジデンシャル社の請求は、根拠、理由を欠くものであると考えており、引き続き裁判において、三井住友建設(株)の主張を適切に展開してまいります。本裁判の結果次第では、負担費用の見積りの見直しにより、三井住友建設(株)の業績を変動させる可能性があります。

## 5. セグメント情報

## (1) 報告セグメントの概要

当社グループの事業セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、連結子会社等を基礎とした事業・サービス別のセグメントから構成されており、「建築事業」、「土木事業」、「舗装事業」、「機械事業」及び「インフラ運営事業」の5つを報告セグメントとしています。なお、報告セグメントの決定に際して、集約された事業セグメントはありません。

また、当社グループはグループシナジー強化を図るため経営管理区分の見直しを行いました。「その他」に含めていた(株)JM、(株)エフビーエス等の報告セグメントを「建築事業」、フジミ工研(株)等を「土木事業」、盛岡地区消防PFIサービス(株)等を「インフラ運営事業」に変更しました。このセグメント変更に伴い、前中間連結会計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分により組替えて表示しております。

なお、当連結中間会計期間に企業結合した三井住友建設(株)ほか連結子会社21社は、「建築事業」、「土木事業」、「舗装事業」及び「その他」の事業に分類されます。

各報告セグメントの主な事業内容は以下のとおりです。

報告セグメント	主な事業内容
建築事業	集合住宅や工場・物流施設を中心とする建設工事及びこれに付帯する事業
土木事業	橋梁やトンネルを中心とする建設工事及びこれに付帯する事業
舗装事業	舗装工事等の建設工事並びにアスファルト合材等の製造・販売及びこれに付帯する事業
機械事業	建設機械の販売・レンタル及びこれに付帯する事業
インフラ運営事業	太陽光・風力発電事業等の開発、運営・維持管理、売却までの事業投資を行う再生可能エネルギー事業並びに公共インフラ等の運営権を取得し建設、運営・維持管理を手掛けるコンセッション事業及びこれに付帯する事業



## (2) 報告セグメントに関する情報

セグメント利益(事業利益)は、売上高から売上原価並びに販売費及び一般管理費を控除し、持分法による投資損益を加えて算出しています。

セグメント間の売上高は市場実勢価格に基づいています。

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結
	建築事業	土木事業	舗装事業	機械事業	インフラ 運営事業	計				
売上高										
外部顧客への売上高	156,418	67,049	123,003	19,956	13,076	379,504	1,235	380,739	-	380,739
セグメント間の売上高	934	1,137	2,315	1,569	-	5,956	468	6,425	6,425	-
合計	157,352	68,187	125,318	21,525	13,076	385,460	1,704	387,165	6,425	380,739
セグメント利益 又は損失( ) (事業利益)	480	6,848	7,741	1,127	1,930	14,267	390	14,658	9	14,648
その他の収益										881
その他の費用										1,184
営業利益										14,346
金融収益										1,290
金融費用										2,738
税引前中間利益										12,898

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、一部の子会社が営んでいる各種事業です。

2. セグメント利益の金額の合計額と要約中間連結損益計算書計上額との差額は、セグメント間取引の消去によるものです。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結
	建築事業	土木事業	舗装事業	機械事業	インフラ 運営事業	計				
売上高										
外部顧客への売上高	183,905	78,972	125,209	17,452	17,775	423,315	1,191	424,506	-	424,506
セグメント間の売上高	483	1,713	2,391	2,286	-	6,874	2,778	9,652	9,652	-
合計	184,388	80,686	127,601	19,738	17,775	430,190	3,969	434,159	9,652	424,506
セグメント利益 又は損失( ) (事業利益)	8,034	8,192	8,191	887	1,503	23,802	445	24,247	109	24,357
その他の収益										374
その他の費用										1,036
営業利益										23,695
金融収益										14,329
金融費用										3,025
税引前中間利益										34,999

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、一部の子会社が営んでいる各種事業です。

2. セグメント利益の金額の合計額と要約中間連結損益計算書計上額との差額は、セグメント間取引の消去によるものです。

## 6. 企業結合

### (1) 取得による企業結合

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

#### 企業結合の概要

##### (a) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 : 三井住友建設(株)

被取得企業の事業の内容 : 土木・建築・プレストレストコンクリート工事の設計・施工及びこれらに関する事業、不動産の売買、賃貸及び管理に関する事業

##### (b) 取得日

2025年9月18日

##### (c) 取得した議決権付資本持分の割合

当社グループは2025年9月の取得日に株式公開買付けで80.61%取得しており、2025年11月の臨時株主総会により、スクイーズアウトを通じての完全子会社化が2025年12月までに完了することが見込まれています。そのため、当該株式公開買付け及びその後のスクイーズアウトを単一の取引として会計処理し、取得日に実質的に100%取得したものととして企業結合の会計処理を実施しております。

##### (d) 企業結合の理由

三井住友建設(株)ほか連結子会社21社は主に土木事業、建築事業及び舗装事業の3つのセグメントで事業展開をしております。特に土木事業における橋梁分野では、業界屈指の設計・施工実績を有しており、新たな構造形式などによる工期短縮・省力化施工等の技術開発を推進し、高品質で耐久性に優れ、維持管理に配慮された橋梁を提供しています。建築事業においては、超高層住宅で豊富な実績を築いているとともに、幅広いプレキャスト技術を保有しています。さらに、海外事業においては、東南アジア・南アジアを中心に土木事業におけるODA事業やインフラ事業、建築事業における日系企業の工場施設建設などに強みを有しています。

今回の経営統合により、インフロニアグループの中核会社のひとつである前田建設工業(株)と三井住友建設(株)が建設部門では兄弟会社となることで、グループ全体での建設事業の年間売上高で1兆円以上の規模となることを見込まれます。トンネルや橋梁、河川改修、土地造成、上下水道施設、道路など、建設分野においてフルラインナップで対応可能となり、海外でのさらなる事業展開も期待できます。インフロニアグループで推進しているインフラ運営事業も含めると業界で唯一無二の立ち位置の企業体となります。前田建設工業(株)と三井住友建設(株)で得意分野を相互補完することでインフラ全ての分野で強みを持つことができ、インフロニア・ホールディングス(株)が推進する「総合インフラサービス企業」として、さらなる進化を遂げていくものと確信しています。

##### (e) 被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とする持分の取得

## 支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値は、以下のとおりです。

(単位:百万円)

	金額
支払対価の公正価値 (注) 1	94,128
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産 (注) 2	329,795
有形固定資産	49,367
無形資産	1,386
その他の非流動資産	30,934
流動負債	257,299
非流動負債	76,930
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	77,254
非支配持分 (注) 3	6,833
のれん (注) 4	23,707

(注) 1 支払対価は現金であり、一部未払を含んでいます。

2 取得した営業債権及びその他の債権の公正価値88,143百万円について、契約上の未収金額は88,143百万円であり、回収不能と見積もられる金額はありません。

3 非支配持分は三井住友建設(株)の子会社に対するもので、支配獲得日における識別可能な当該子会社の純資産に、企業結合後の非支配持分比率を乗じて測定しています。

4 のれんは、今後の事業展開によって期待される超過収益力から発生したものです。認識したのれんについて税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。なお、当中間連結会計期間において、発生したのれんの金額、企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の金額等については、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定を精査中であり、取得価格の配分が完了していないため、暫定的な会計処理を行っています。

5 当該企業結合に係る取得関連コスト716百万円は「販売費及び一般管理費」に計上しています。

## 企業結合に係る取得日以降の損益情報

(単位:百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	12,453
中間利益	145

## (プロフォーマ情報)

当該企業結合が、当中間連結会計期間の期首に行われたと仮定した場合の、当中間連結会計期間の当社グループの連結業績に係るプロフォーマ(非監査情報)は、以下のとおりです。

(単位:百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	602,073
中間利益	27,276

子会社の取得による支出

(単位:百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	75,878
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	59,444
子会社の取得による支出	16,434

7. 売却目的で保有する資産

売却目的で保有する資産及びそれに直接関連する負債の内訳は、以下のとおりです。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
売却目的で保有する資産		
現金及び現金同等物	1,094	-
営業債権及びその他の債権	26,345	-
有形固定資産	196	-
使用権資産	235	-
無形資産	21,399	-
その他の金融資産	-	14,536
その他	416	-
合計	49,689	14,536
売却目的で保有する資産に直接関連する負債		
営業債務及びその他の債務	5,014	-
その他	1,245	-
合計	6,259	-

当中間連結会計期間において、当社の完全子会社である前田建設工業(株)と大成建設(株)との間で当社の関連会社である東洋建設(株)の普通株式の譲渡に関する契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。そのため、当社は東洋建設(株)に対する持分法で会計処理されている投資を売却保有目的で保有する資産に分類しています。なお、東洋建設(株)の事業は報告セグメントに含まれておりません。

当該資産については、帳簿価額が売却コスト控除後の公正価値28,114百万円を下回っているため、帳簿価額で認識しています。公正価値は、本契約における譲渡価額を基礎としており、公正価値ヒエラルキーはレベル3です。

## 8. 社債

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

前中間連結会計期間において発行された社債は以下のとおりです。

会社名	銘柄	発行年月日	発行総額	償還期限 (利率)
インフロニア・ホールディングス(株)	2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(グリーンCB)	2024年4月8日	60,000百万円	2029年3月30日 (無利息)
インフロニア・ホールディングス(株)	インフロニア・ホールディングス株式会社第2回無担保社債(社債間限定同順位特約付)	2024年9月12日	24,000百万円	2027年9月10日 (年0.893%)
インフロニア・ホールディングス(株)	インフロニア・ホールディングス株式会社第3回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)	2024年9月12日	24,000百万円	2030年9月12日 (年1.273%)

前中間連結会計期間において償還された社債は以下のとおりです。

会社名	銘柄	発行年月日	発行総額	償還期限 (利率)
インフロニア・ホールディングス(株)	前田建設工業株式会社第26回無担保社債(社債間限定同順位特約付)	2019年9月12日	5,000百万円	2024年9月12日 (年0.15%)

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

当中間連結会計期間において発行された社債はありません。

当中間連結会計期間において償還された社債は以下のとおりです。

会社名	銘柄	発行年月日	発行総額	償還期限 (利率)
インフロニア・ホールディングス(株)	前田建設工業株式会社第28回無担保社債(社債間限定同順位特約付)	2020年9月9日	10,000百万円	2025年9月9日 (年0.22%)

## 9. 資本及びその他の資本項目

## (1) 資本金

## 授権株式数

前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間における授権株式数は、以下のとおりです。

(単位:千株)

	前中間連結会計期間 (2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
普通株式数	1,200,000	1,200,000
第1回社債型種類株式	20,000	20,000

## 全額払込済みの発行済株式

発行済普通株式数の増減は、以下のとおりです。

(単位:千株)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
期首残高	274,845	274,845
期中増加	-	-
期中減少	-	-
中間期末残高	274,845	274,845

発行済第1回社債型種類株式の増減は以下のとおりです。

(単位:千株)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
期首残高	-	20,000
期中増加	20,000	-
期中減少	-	-
中間期末残高	20,000	20,000

## (2) 自己株式

自己株式の増減は、以下のとおりです。

(単位：千株)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
期首残高	27,863	26,358
期中増加	10	24
期中減少	872	4,130
中間期末残高	27,002	22,252

- (注) 1 前中間連結会計期間の期首残高には、株式給付信託(従業員持株会処分型)が保有する2,145千株、株式給付信託(BBT)が保有する2,806千株及び株式給付信託(J-E SOP)が保有する2,967千株が含まれています。
- 2 前中間連結会計期間の自己株式の増加10千株は、単元未満株式の買取りによる増加0千株及び持分変動による増加10千株です。
- 3 当中間連結会計期間の自己株式の増加24千株は、単元未満株式の買取りによる増加0千株、持分変動による増加23千株及び譲渡制限付株式報酬の無償取得1千株です。
- 4 前中間連結会計期間の自己株式の減少872千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少213千株及び株式給付信託(従業員持株会処分型)による従業員持株会への売却による減少658千株です。
- 5 当中間連結会計期間の自己株式の減少4,130千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少229千株、株式給付信託(従業員持株会処分型)による従業員持株会への売却による減少690千株、株式給付信託(BBT)支給による減少1,780千株及び株式給付信託(J-E SOP)支給による減少1,429千株です。
- 6 前中間連結会計期間の期末残高には、株式給付信託(従業員持株会処分型)が保有する1,486千株、株式給付信託(BBT)が保有する2,806千株及び株式給付信託(J-E SOP)が保有する2,967千株が含まれています。
- 7 当中間連結会計期間の期末残高には、株式給付信託(従業員持株会処分型)が保有する79千株、株式給付信託(BBT)が保有する1,026千株及び株式給付信託(J-E SOP)が保有する1,537千株が含まれています。

## 10. 配当金

## (1) 配当金支払額

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	9,133	35.0	2024年3月31日	2024年6月26日

- (注) 1 要約中間連結持分変動計算書の配当は、配当金の総額から、持分法適用会社が保有する当社株式に係る配当を控除しています。
- 2 2024年5月10日開催の取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(従業員持株会処分型)が保有する当社株式に対する配当金75百万円、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金98百万円及び株式給付信託(J-E SOP)が保有する当社株式に対する配当金103百万円が含まれています。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月8日 取締役会	普通株式	7,835	30.0	2025年3月31日	2025年6月6日
2025年5月8日 取締役会	第1回社債型種類 株式	1,300	65.0	2025年3月31日	2025年6月6日

- (注) 1 要約中間連結持分変動計算書の配当は、配当金の総額から、持分法適用会社が保有する当社株式に係る配当を控除しています。
- 2 2025年5月8日開催の取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(従業員持株会処分型)が保有する当社株式に対する配当金23百万円、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金84百万円及び株式給付信託(J-E SOP)が保有する当社株式に対する配当金89百万円が含まれています。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの  
前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	7,835	30.0	2024年9月30日	2024年12月10日
2024年11月12日 取締役会	第1回社債型種類 株式	434	21.7	2024年9月30日	2024年12月10日

(注) 2024年11月12日開催の取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式給付信託(従業員持株会処分型)が保有する当社株式に対する配当金44百万円、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金84百万円及び株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金89百万円が含まれています。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	7,841	30.0	2025年9月30日	2025年12月11日
2025年11月14日 取締役会	第1回社債型種類 株式	1,300	65.0	2025年9月30日	2025年12月11日

(注) 2025年11月14日開催の取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式給付信託(従業員持株会処分型)が保有する当社株式に対する配当金2百万円、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金30百万円及び株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金46百万円が含まれています。

## 11. 収益

### 収益の分解

売上高の分解と「5. セグメント情報」の関連は以下のとおりです。

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位: 百万円)

	建築事業	土木事業	舗装事業	機械事業	インフラ 運営事業	その他	合計
顧客との契約から認識した 収益							
一時点で充足	14,099	224	37,686	18,019	10,720	885	81,637
一定期間にわたり充足	141,516	66,824	85,186	415	2,340	349	296,633
計	155,616	67,049	122,873	18,434	13,061	1,235	378,270
その他の源泉から認識した 収益(注)	801	-	130	1,521	15	-	2,468
合計	156,418	67,049	123,003	19,956	13,076	1,235	380,739

(注) その他の源泉から認識した収益は、主にIFRS第16号に基づくリース収入等です。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位: 百万円)

	建築事業	土木事業	舗装事業	機械事業	インフラ 運営事業	その他	合計
顧客との契約から認識した 収益							
一時点で充足	14,674	1,516	39,716	14,275	13,827	885	84,896
一定期間にわたり充足	168,418	77,445	85,385	262	2,610	303	334,424
計	183,093	78,961	125,101	14,537	16,437	1,188	419,321
その他の源泉から認識した 収益(注)	812	10	107	2,914	1,337	2	5,185
合計	183,905	78,972	125,209	17,452	17,775	1,191	424,506

(注) その他の源泉から認識した収益は、主にIFRS第16号に基づくリース収入等です。



## 12. 1 株当たり中間利益

基本的1株当たり中間利益、希薄化後1株当たり中間利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
親会社の所有者に帰属する中間利益(百万円)	8,105	24,558
親会社の普通株主に帰属しない中間利益		
社債型種類株式に係る種類株主への配当額(百万円)	434	1,300
基本的1株当たり中間利益の計算に使用する中間利益 (百万円)	7,671	23,258
中間利益調整額(百万円)	177	187
希薄化後1株当たり中間利益の計算に使用する中間利益 (百万円)	7,849	23,445
期中平均普通株式数(千株)	246,770	249,041
希薄化効果を有する潜在的普通株式の影響(千株)		
株式給付信託(BBT)	1,069	1,089
株式給付信託(J-E S O P)	542	2,209
転換社債型新株予約権付社債	27,746	33,941
希薄化後の期中平均普通株式数(千株)	276,129	286,282
基本的1株当たり中間利益(円)	31.09	93.39
希薄化後1株当たり中間利益(円)	28.43	81.90

- (注) 1 株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式は、基本的1株当たり中間利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間において基本的1株当たり中間利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、それぞれ7,618千株、5,272千株です。
- 2 譲渡制限付株式報酬制度に基づき付与した株式のうち、譲渡制限解除の条件を満たしていないものは基本的1株当たり中間利益の算定上、期中平均株式数に含めていません。前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間において基本的1株当たり中間利益の算定上、控除した当該株式の期中平均株式数は、それぞれ591千株、732千株です。

## 13. 金融商品

## (1) 金融商品の公正価値ヒエラルキー

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーを以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における市場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しています。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各報告期間の末日に発生したものと認識しています。

なお、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

連結財務諸表において公正価値で測定する金融商品の公正価値レベル別ヒエラルキー

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>金融資産</b>				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
出資金	-	-	29,615	29,615
デリバティブ資産	-	10,680	-	10,680
その他	-	800	397	1,197
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
株式	77,141	-	9,842	86,984
合計	77,141	11,480	39,855	128,477
<b>金融負債</b>				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	-	5	-	5
合計	-	5	-	5

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
出資金	-	-	43,119	43,119
デリバティブ資産	-	11,961	-	11,961
その他	-	1,320	464	1,784
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
株式	84,929	-	16,695	101,624
合計	84,929	13,282	60,279	158,491
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

株式及び出資金

株式及び出資金のうち活発な市場が存在する銘柄の公正価値は市場価格に基づいて算定しているため、レベル1に分類しています。また、活発な市場が存在しない銘柄のうち、公正価値を重要な観察不能なインプットを用いて主として類似業種比較法で算定した金額で測定した銘柄についてレベル3に分類しています。

なお、必要に応じて一定の非流動性ディスカウント等を加味しています。

デリバティブ資産及びデリバティブ負債

デリバティブ資産及びデリバティブ負債のうち為替予約、金利スワップ等の公正価値は、取引先金融機関から提示された価格等によって算定しており、レベル2に分類しています。

連結財務諸表において公正価値で測定されない金融商品の公正価値

連結財務諸表において公正価値で測定されない金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりです。

なお、公正価値が帳簿価額と近似している金融商品は以下に含めていません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当中間連結会計期間 (2025年9月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融負債				
社債	80,726	78,632	85,768	83,494
転換社債型新株予約権付社債	57,805	56,486	58,075	56,651
長期借入金	187,437	187,352	245,893	246,291
ノンリコース借入金	9,033	8,909	10,776	10,474
公共施設等運営権に係る負債	90,110	98,551	87,732	95,204

長期借入金及びノンリコース借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により測定しており、レベル2に分類しています。

社債及び転換社債型新株予約権付社債の公正価値については、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により測定しており、レベル2に分類しています。

公共施設等運営権に係る負債の公正価値については、支払予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローを国債利回りを基礎とした合理的な利率で割り引いて算定しており、レベル2に分類しています。

#### レベル3に分類された金融資産

レベル3に分類した金融商品については、当社グループで定めた公正価値測定の評価方針及び手続に従い、評価者が対象となる金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定しています。

また、公正価値の測定結果については適切な権限者がレビュー及び承認しています。

レベル3に分類された経常的に公正価値で測定する金融商品の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
期首残高	30,805	39,855
利得及び損失合計		
損益(注1)	26	12,806
その他の包括利益(注2)	450	299
購入	203	629
売却	29	313
企業結合	-	7,629
その他	3	28
中間期末残高	31,399	60,279

(注) 1 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、金融収益及び金融費用に含まれていません。

なお、各報告期間の末日に保有する金融商品に係る未実現の利得及び損失は、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間においてそれぞれ 26百万円及び12,806百万円です。

2 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれています。

## 2 【その他】

### (剰余金の配当)

2025年5月8日開催の取締役会において、2025年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、期末配当を行うことを決議しました。また、2025年11月14日開催の取締役会において、2025年9月30日の株主名簿に記載された株主に対し、中間配当を行うことを決議しました。詳細は「第4 経理の状況、1 要約中間連結財務諸表、要約中間連結財務諸表注記 10. 配当金」をご参照ください。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

インフロニア・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中原 義 勝
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 島 亘 司
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 崇
--------------------	-------	-------

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているインフロニア・ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、インフロニア・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 要約中間連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

## 要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管している。

2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていない。